

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年12月28日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1708号

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中別表及びその細目の表示に下線が引かれた別表及びその細目（以下「移動別表等」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表及びその細目の表示に下線が引かれた別表及びその細目（以下「移動後別表等」という。）が存在する場合には当該移動別表等を当該移動後別表等とし、移動別表等に対応する移動後別表等が存在しない場合には当該移動別表等を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示、削除号並びに別表及びその細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び別表の細目の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(用語の定義等)</p> <p>第2条 この規則において次に掲げる用語については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p><u>10</u> 「教育職給料表(二)」とは、一般職員給与条例別表第3のイ教育職給料表(二)及び市町村立学校職員給与条例別表第1のイ教育職給料表(一)をいう。</p> <p><u>11</u> 「教育職給料表(三)」とは、一般職員給与条例別表第3のロ教育職給料表(三)及び市町村立学校職員給与条例別表第1のロ教育職給料表(二)をいう。</p> <p><u>12</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">(級別資格基準表)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 級別資格基準表の種類は、次に掲げるとおりとし、それぞれの級別資格基準表は、同表において別に定めるものを除き、その名称に表示されている給料表の適用を受ける職員に適用する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3)～(9) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">(初任給基準表)</p> <p>第10条 初任給基準表の種類は次に掲げるとおりとし、それぞれの初任給基準表は、同表において別</p>	<p style="text-align: center;">(用語の定義等)</p> <p>第2条 この規則において次に掲げる用語については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p><u>10</u> 「教育職給料表(一)」とは、一般職員給与条例別表第3のイ教育職給料表(一)をいう。</p> <p><u>11</u> 「教育職給料表(二)」とは、一般職員給与条例別表第3のロ教育職給料表(二)及び市町村立学校職員給与条例別表第1のイ教育職給料表(一)をいう。</p> <p><u>12</u> 「教育職給料表(三)」とは、一般職員給与条例別表第3のハ教育職給料表(三)及び市町村立学校職員給与条例別表第1のロ教育職給料表(二)をいう。</p> <p><u>13</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">(級別資格基準表)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 級別資格基準表の種類は、次に掲げるとおりとし、それぞれの級別資格基準表は、同表において別に定めるものを除き、その名称に表示されている給料表の適用を受ける職員に適用する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>2の2</u> <u>教育職給料表(一)級別資格基準表(別表第2の2)</u></p> <p>(3)～(9) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">(初任給基準表)</p> <p>第10条 初任給基準表の種類は次に掲げるとおりとし、それぞれの初任給基準表は、同表において別</p>

に定めるものを除き、その名称に表示されている給料表の適用を受ける職員に適用する。

(1)・(2) (略)

(3)～(9) (略)

別表第3

教育職給料表（二）級別資格基準表

(略)

備考

- 1 本表は一般職員給与条例別表第3のイ及び市町村立学校職員給与条例別表第1のイの適用を受ける職員に適用する。

2・3 (略)

別表第4

教育職給料表（三）級別資格基準表

(略)

備考

- 1 本表は一般職員給与条例別表第3のロ及び市町村立学校職員給与条例別表第1のロの適用を受ける職員に適用する。

2 (略)

別表第13

教育職給料表（二）初任給基準表

(略)

備考

- 1 本表は、一般職員給与条例別表第3のイ及び市町村立学校職員給与条例別表第1のイの適用を受ける職員に適用する。

2 (略)

別表第14

教育職給料表（三）初任給基準表

(略)

備考

- 1 本表は、一般職員給与条例別表第3のロ及び市町村立学校職員給与条例別表第1のロの適用を受ける職員に適用する。

2 (略)

に定めるものを除き、その名称に表示されている給料表の適用を受ける職員に適用する。

(1)・(2) (略)

(2)の2 教育職給料表（一）初任給基準表（別表第12の2）

(3)～(9) (略)

別表第2の2

教育職給料表（一）級別資格基準表

(略)

別表第3

教育職給料表（二）級別資格基準表

(略)

備考

- 1 本表は一般職員給与条例別表第3のロ及び市町村立学校職員給与条例別表第1のイの適用を受ける職員に適用する。

2・3 (略)

別表第4

教育職給料表（三）級別資格基準表

(略)

備考

- 1 本表は一般職員給与条例別表第3のハ及び市町村立学校職員給与条例別表第1のロの適用を受ける職員に適用する。

2 (略)

別表第12の2

教育職給料表（一）初任給基準表

(略)

別表第13

教育職給料表（二）初任給基準表

(略)

備考

- 1 本表は、一般職員給与条例別表第3のロ及び市町村立学校職員給与条例別表第1のイの適用を受ける職員に適用する。

2 (略)

別表第14

教育職給料表（三）初任給基準表

(略)

備考

- 1 本表は、一般職員給与条例別表第3のハ及び市町村立学校職員給与条例別表第1のロの適用を受ける職員に適用する。

2 (略)

別表第18の3

昇格時号給対応表

イ・ロ (略)

ハ 教育職給料表(二)昇格時号給対応表
(略)

ニ 教育職給料表(三)昇格時号給対応表
(略)

ホ 医療職給料表(一)昇格時号給対応表
(略)

ヘ 医療職給料表(二)昇格時号給対応表
(略)

ト 医療職給料表(三)昇格時号給対応表
(略)

チ 研究職給料表昇格時号給対応表
(略)

リ 福祉職給料表昇格時号給対応表
(略)

備考 1 (略)

2 教育職給料表(二)又は教育職給料表(三)の職務の級特2級である職員を3級に昇格させた場合におけるハ教育職給料表(二)昇格時号給対応表又ニ教育職給料表(三)昇格時号給対応表の適用に当たっては、第20条の2第1項中「昇格した日の前日に受けていた号給」とあるのは、「特2級に昇格した日の前日に受けていた職務の級の号給に、その者が特2級に昇格した日以後に受けた号給数に相当する数を加えて得た号給」と読み替えるものとする。

3 (略)

4 市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員にイ行政職給料表昇格時号給対応表を適用させる場合、その者が昇格した職務の級は6級までとし、ヘ医療職給料表(二)昇格時号給対応表を適用させる場合、その者が昇格した職務の級は5級までとする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別表第18の3

昇格時号給対応表

イ・ロ (略)

ハ 教育職給料表(一)昇格時号給対応表
(略)

ニ 教育職給料表(二)昇格時号給対応表
(略)

ホ 教育職給料表(三)昇格時号給対応表
(略)

ヘ 医療職給料表(一)昇格時号給対応表
(略)

ト 医療職給料表(二)昇格時号給対応表
(略)

チ 医療職給料表(三)昇格時号給対応表
(略)

リ 研究職給料表昇格時号給対応表
(略)

ヌ 福祉職給料表昇格時号給対応表
(略)

備考 1 (略)

2 教育職給料表(二)又は教育職給料表(三)の職務の級特2級である職員を3級に昇格させた場合におけるニ教育職給料表(二)昇格時号給対応表又ホ教育職給料表(三)昇格時号給対応表の適用に当たっては、第20条の2第1項中「昇格した日の前日に受けていた号給」とあるのは、「特2級に昇格した日の前日に受けていた職務の級の号給に、その者が特2級に昇格した日以後に受けた号給数に相当する数を加えて得た号給」と読み替えるものとする。

3 (略)

4 市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員にイ行政職給料表昇格時号給対応表又はト医療職給料表(二)昇格時号給対応表を適用させる場合、その者が昇格した職務の級は5級までとする。